

年金

■国民年金保険料の免除申請

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合は、申請手続きにより保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。保険料免除申請が承認されると、承認期間は保険料納付義務が法的に免除されます。保険料免除には、一定の要件に該当すると納付義務が免除される法定免除と本人からの申告により納付義務が免除される申請免除の2種類があります。

法定免除は、次に掲げる事項に該当する場合に、届け出によりその期間は保険料が免除されます。

- ・ 障害基礎年金の受給者、被用者年金各法の障害年金受給者であり、政令で定める障害給付の受給者
- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・ 国立及び国立以外のハンセン病療養所、国立脊髄療養所、国立保養所及び厚生労働大臣が指定する施設に入所している方

申請免除は、保険料の全額

が免除される全額免除と一部が免除される一部免除があります。全額免除・一部免除のいずれかに該当するかは、本人、配偶者及び世帯主の前年所得（平成19年4月分～6月分の申請については、前々年の所得）で決まります。

申請免除の受付期間は、平成18年7月分～平成19年6月分は平成19年7月まで、平成19年7月分～平成20年6月分は平成19年7月～平成20年7月までです。

保険料の免除は、「納付義務があるにもかかわらず保険料を納めない保険料未納」とは全く違います。経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、未納のまま放置せずに役場（本庁・各総合支所）またはお近くの社会保険事務所に相談ください。

■免除された期間の保険料と年金は？

保険料の全額免除や一部納付免除の承認をつけた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。

これらの期間は、10年以内であれば後から保険料を納め

ること（追納）ができます。

追納する場合は、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年目を以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算金の上乗せされます。また、追納をする月は任意に選択できず、原則、古い月分の保険料から納付することになっていきます。

追納を希望される方は、追納申込書を提出いただくこととなります。

■ねんきん定期便

「ねんきん定期便」とは、社会保険庁が年金制度に対する国民の理解を増進させ、その信頼を向上させるため、被保険者に対して保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を通知するものです。

現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくため、平成19年4月より、35歳になる方に「ねんきん定期便」の送付を始めました。

対象となる方は、平成19年4月以降に35歳に到達する方（昭和47年4月2日以降生まれの方）で、国民年金または厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者期間を有する方です。ただし、次の方には送付されません。

・ 国外に居住している方

・ 国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員または私立学校教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する方

「ねんきん定期便」には、誕生月の前々月時点における年金加入履歴及び国民年金保険料の納付月数、厚生年金保険の加入月数などを記載しています。送付時期は、35歳に到達する誕生月の前月末に、東京の社会保険業務センターから本人宛に送付されます。

保険税

■国民健康保険税の

2割軽減申請

国民健康保険税には、被保険者の所得内容により、税額のうち均等割と平等割を2割軽減する制度があります。

この2割軽減は申請制度で、7月が申請時期となっております。

この軽減制度の内容について

では、世帯の合計所得が、1人世帯の場合は68万円以下、2人世帯の場合は103万円以下、3人世帯の場合は138万円以下が該当となります。該当する方は、7月2日から7月13日までの期間内に申請してください。

問い合わせ先

町民税係 内線2111

■国民健康保険税（医療分）限度額の改正

平成19年度より国民健康保険税（医療分）の課税限度額が53万円から56万円に改正されました。

問い合わせ先

町民税係 内線2111

募集

■平成19年度自衛官募集

防衛省

2等陸・海・空士

資格

18歳以上27歳未満の方

・ 受付期間

男子 年間を通じて

女子 8月1日～9月7日

・ 試験期日

男子 受付時にお知らせ

女子 9月24日・25日